

GBS 適用船に対する提出図面に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

GBS 適用船に対する提出図面に関する事項

改正理由

新造時の船体検査に関する IACS 統一規則 Z23 には、建造中の船体検査に関する要件が規定されているが、このうち、構造的に重要な場所が指定される場合にあつては、当該箇所のアラインメント、取付け、ギャップ、溶接形状は、原則検査員立会いにより確認しなければならないことが要求されている。

構造的に重要な場所が指定される場合とは、基本的には GBS 適用船に要求される船体コンストラクションファイルに含むべき情報のうち、船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）が対象となる。当該箇所は、船体関係工事の実施に先立ち、図面承認段階で事前に確認する必要がある。

このため、この取扱いを明記すべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) GBS 適用船であつて、2018 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶については、船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）を示す図面を本会に提出し、承認を得るよう規定した。
- (2) 船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）を示す図面は、船体コンストラクションファイルに含める情報と一致し、点検設備に関する手引書に記載される「構造的に重要な場所」を示す情報も含むこととする旨規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2, 2.1.6, 表 B2.1

鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.2